

南大隅町空き家等解体撤去事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内の今後利用する予定のない空き家等の解体及び撤去に係る経費の一部を予算の範囲内において補助することにより、町内の景観及び地域住環境の向上並びに町民の安心安全の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 住居として建築され、かつ建築後10年以上経過した建築物で、現に1年以上居住しておらず所有者等が現に居住その他の用に供しない建物（住宅（住宅等に付随する倉庫及び車庫又は納屋、畜舎、乾燥場等を含む。）併用住宅等をいう。）ただし、抵当権等の権利が設定された空き家及び立地する土地に地上権等が設定されている空き家等は除く。
- (2) 所有者等 解体及び撤去を計画する空き家等の所有者若しくはその相続人又は所有者から当該空き家の解体及び撤去の委任を受けた者
- (3) 解体撤去業者 町内に本店、支店、営業所又は事務所その他これに類する施設を有し、建築物の解体及び撤去を行う資格を有するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に所在する空き家等の所有者等であること。
 - (2) 解体撤去業者は、南大隅町建設業者等級（建築一式工事）に登録されている業者若しくは建築物の解体及び撤去を行う資格を有するものを利用すること。
 - (3) 町税等（町民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢医療保険料、固定資産税、軽自動車税、保育園等運営費費用徴収金、幼稚園保育料、学校給食費、住宅使用料、水道料、農業集落排水使用料、町各種貸付金をいう。）を未納及び滞納していない者であること。
- 2 前項に規定する補助対象者のうち、次に掲げる者には補助金を交付しないものとする。
- (1) 南大隅町暴力団排除条例（平成24年南大隅町条例第17号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団
 - (2) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員が世帯員にいる者

(補助対象工事)

第4条 補助の対象となる解体撤去工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象工事に要する経費が30万円以上であるものとする。

- 2 公共事業による移転、建替えその他の補償の対象となっている建物は、補助の対象としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象工事に要する経費（第4条に規定する補助対象工事に要する経費をいう。）の100分の30に相当する額とする。ただし、当該経費の100分の30に相当する額が30万円を超えるときは、30万円を限度とする。

2 前項の規定による補助金の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を補助金の額とする。

(補助回数)

第6条 補助の回数は、同一敷地内1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、必ず工事着手前に南大隅町空き家等解体撤去事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 空き家等の位置図

(2) 工事見積書

(3) 工事着前の現況写真（4方向から確認できる写真）

(4) 相続人が申請する場合は、所有者の戸籍謄本又は除籍謄本

(5) 委任を受けた代理人が手続きをする場合は、所有者又は相続人の委任状（様式第2号）

(6) 建物及び土地の登記事項証明書、固定資産家屋証明書又は固定資産税台帳記載事項証明書

(7) 納税証明書等

(8) 誓約書（様式第3号）

(9) その他町長が必要と認める書類等

2 空き家等の所有者と当該空き家等の所在する土地の所有者が異なるときは、前項に掲げる書類に加え、当該土地の所有者の南大隅町空き家等解体撤去事業に係る同意書（様式第4号）を添付しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、補助金交付申請書の提出があったときは、当該補助金交付申請書及び関係書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の額を決定し、南大隅町空き家等解体撤去事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により当該補助対象者に通知する。

2 前項に規定する補助金の交付決定には、解体撤去の日以後、当該土地を適切に管理することを条件として付するものとする。

3 補助金の支払方法は、工事完了後の確定払とする。

(事業計画の変更等)

第9条 第8条により交付決定通知書を受けた申請者は、決定された事業の内容の変更若しくは中止又は登録施行業者を変更しようとする場合は、変更工事着手前に南大隅町空き家等解体撤去事業計画変更承認申請書（様式第6号）に、次の掲げる書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更後の工事見積書（内訳明細の付いたもの）
 - (2) 変更後の工事個所及び内容の分かる図面等
 - (3) 変更前の工事の写真
 - (4) その他町長が必要と認めるもの
- （補助金の変更交付決定通知）

第10条 町長は、前条の規定により変更承認申請があったときは、その内容を審査し、補助金の額に変更が生じた場合は、予算の範囲内で南大隅町空き家等解体撤去事業補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象工事が完了したときは、当該工事の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、南大隅町空き家等解体撤去事業補助金実績報告書（様式第8号）に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 解体撤去工事請負契約書の写し
- (2) 工事完了写真
- (3) 廃棄物処理に関する処分証明書の写し
- (4) 支出証拠書類の写し（領収書の写し）
- (5) その他町長が必要と認める書類

（補助金の確定）

第12条 町長は、補助金実績報告書の提出があったときは、当該実績に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助することが適当であると認めるときは、南大隅町空き家等解体撤去事業補助金確定通知書（様式第9号）により、当該補助対象者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付の際は、補助金の交付の目的を達成するために、必要な条件を付することができる。

（補助金の請求）

第13条 補助対象者は、前条の補助金確定通知を受けたときは、速やかに南大隅町空き家等解体撤去事業補助金請求書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第14条 町長は、補助金の交付を受けた者が、この要綱に違反し、又は不正の手段により補助金を受けたと認めた場合は、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（土地所有者の責務）

第15条 補助金の交付を受け空き家等を解体撤去した者は、解体撤去工事完了の日以後、当該土地を適切に管理しなければならない。

2 解体撤去工事を行った当該土地の適正管理について、町長は近隣及び地域住環境に悪影響がある又はそのおそれがある場合は、当該所有者に対し管理徹底を指示できる

ものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成33年3月31日をもってその効力を失う。